

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

問 住民環境課 年金係
☎476-1111 (126・123)

ご成人おめでとうございます。新しい門出を心からお喜び申し上げます。
さて国民年金制度は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することを義務付けられています。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

■国民年金のポイント

□将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。(平成30年度の定額国民年金保険料は、月額16,340円です)

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

□老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。
障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

■「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

□「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。



□「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※法改正のため平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。学生の方や失業された方など納付がむずかしい方は、ご遠慮なくご相談ください。

【申請及び問い合わせ先】 鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121